

【史料1】「石丁場御請負証文之事」

天保十一年（一八四〇）八月

御院内

御役人中様

石丁場御請負証文之事

一、御境内嶽山丁場間口六間、先年開發仕候口老ヶ所、尚又東方続九間相口、都合拾五間、但し石切場間敷也、

右は今般奉願上候処、御間濟被下置、難有仕合ニ奉存候、御運上金之儀は金七両ニ相定、当金三両弍分上納仕、残り金三両弍分は十月中無相違上納仕候筈にて、当子年八月より来ル卯八月十五日限り御請負仕候処、相違無御座候、御院内御用石被仰出候節は、相成丈直ニ致、無御差支差出可申、尚石屑丁場之内江捨置不申、悉取捨、後々請負人迷惑ニ不相成様取計可申段、承知奉畏候、万一御請負中如何様之儀出来仕候共、御願ヶ間敷義仕間敷候、依之為後日御請一札、奉差上候処、如件、

天保十一年八月

請負人

門川村

庄兵衛(印)

石切代

茂兵衛(印)

同

吉三郎(印)

百姓代

源左衛門(印)

伊豆山

◇解説

天保十一年（一八四〇）八月から同十四年（一八四三）八月十五日に至る約三年間に限り、相模国足柄下郡門川村（小田原藩領）が隣村の伊豆国賀茂郡伊豆山村（伊豆山権現領）に所在する嶽山丁場の石材切り出しを請け負ったことを示す史料。嶽山丁場は、伊豆国と相模国との国境（現、静岡県・神奈川県）で、この当時間口が十五間（約二十七メートル）あった石丁場である。本史料からは、門川村が伊豆山権現社に支払う運上金（税金）が金七両であること、嶽山丁場で御用石を切り出した際に発生する石屑を放置せずすべて回収し、後の同丁場請負人の迷惑にならないよう配慮することなどを公約していることなどが判明する。門川村は、根府川村・江之浦村・岩村・真鶴村・吉浜村とともに、箱根火山溶岩の良質な安山岩を産出した「石方六ヶ村」の一つであり、村内に石丁場を抱えている。門川村は伊豆山村の黒崎丁場を管理しているが、国境や支配領域を越えた隣村の石材切り出しを請け負うというのは珍しいケースであろう。門川村と伊豆山村は、嘉永六年から翌七年（一八五三—一八五四）に至る品川御台場普請において石材を切り出している。両村の石材切り出しの詳細は分かっていないが、伊豆山村の石材は、本史料が示すように門川村が切り出しを行った可能性がある。

『熱海市史』資料編第一六号文書 伊豆山神社文書

嘉永七年（一八五四）二月

一札之事

一、今般御境内為御見廻、御役人衆中海岸黒崎江御越被成候節 尾州様御丁場目印相建候二付、右は御境内江無沙汰二目印相建候段、拙者御呼立之上預御尋、一言之申訳も無御座、依之早速目印引拔、村役人衆御願御詫申上候処、格別之御憐愍ヲ以御聞濟被下、難有仕合ニ奉存候、此後目印相建候節は、前以御届可申上候、以後御山法堅相守、右様心得違之義一切仕間敷候、為後日依而如件、

嘉永七甲寅年

門川村

二月

名主 彦五郎（印）

伊豆山

御院内

御役人中

前書之通り、相違無御座候二付奥印仕候、以上、

嘉永七寅年

伊豆山

二月

村役人 政右衛門

◇解説

嘉永七年（一八五四）二月、伊豆山権現社領の石材切り出しを請け負っていた門川村が、同社に対して提出した詫び証文。伊豆山権現社領の役人が「御境内」（社領の意か）の見廻りとして黒崎の海岸に至ることになったため、同地にある尾張藩の石丁場（黒崎丁場）に門川村が目印を立て

たが、それが伊豆山権現社の許可なく立てられたものであったとして、同社に謝罪したものである。その後、門川村は、目印を引き抜いて村役人が謝罪したことで解決を見た。本史料から、門川村が伊豆山権現社領の黒崎丁場の管理に携わっていたことが判明するため、嶽山丁場同様石丁場での切り出しを請け負っていた可能性が出てくる。一見すると、史料の内容はこれに留まるように見えるが、伊豆山権現社の役人がなぜこの時期に「御境内」を見廻り、黒崎丁場に至ったのか、を考えると、同時期に伊豆石丁場で石材が調達されていた品川御台場普請に関連する可能性が浮上する。内海御台場御普請并大筒鑄立御用掛（御台場掛）で小人目付の高松彦三郎が記した「内海御台場築立御普請御用中日記」を見ると、同掛で普請役の落合政之助を含む四名が相模国と伊豆国における石材調達の役に就いていること、嘉永七年（一八五四）正月頃、伊豆国での石材切り出しが遅延していたため、高松同僚の御台場掛で小人目付の松本金七が正月十九日から二十六日まで伊豆の石丁場に臨時派遣されていることがわかる。また、駿河国駿東郡獅子浜村名主植松家文書では、同村の石材調達について、村役人から当時伊東の湯川村にいた落合に対して嘉永七年二月付で願書が出されている。したがって、この時期、御台場掛が伊豆国から駿河国の石丁場の調査、石材切り出しの作業遅延解消のために動いているから、伊豆山村にも足を運んだことが容易に推定できる。この伊豆山権現社の役人による「御境内」見廻りは、一連の普請に関係したものであったのではないかと、とも考えられるのである。

『熱海市史』資料編第一九号文書 伊豆山神社文書

【史料3】『内海御台場築立御普請御用中日記』

嘉永六年（一八五三）十二月六日条

- 一、大小岩・割りくり・多賀石・三浦石・砂利数品々来

◇解説

内海御台場御普請并大筒鑄立御用掛で小人目付の高松彦三郎が記した品川御台場普請の公私日記にみえる記述。嘉永六年十二月二十六日条には、大小岩・割栗石・三浦石・砂利とともに「多賀石」が普請現場に到着したことを記録している（前日条にも同様の石材が到着しているが、「多賀石」は含まれていない）。割栗石、三浦石（三浦半島産の凝灰岩。「三浦岩」は同産の土丹岩）、砂利はそれぞれ裏込め資材として使われていることから、「大小岩」と「多賀石」も同様の用途であると考えられる。「多賀石」は、伊豆国賀茂郡上多賀村と下多賀村のいずれかの石丁場で採石された石材である。両村では安山岩と凝灰岩双方を採石できるが、この「多賀石」がどちらを指すかは判明していない。なお、東京都埋蔵文化財センターによる平成二十六年年度の品川台場（第五）遺跡の調査では、裏込めで多賀の曾我浦青石（凝灰岩）に様相の似た石材が出土している。

（東京都立中央図書館所蔵）

【史料4】『内海御台場築立御普請御用中日記』

嘉永七年（一八五四）三月七日条

- 一、相州・豆州石切出懸り并御林木切出・三浦石・土丹岩切出し御普請役名前左之通り

佐藤睦三郎  
喜多川四平  
大島東一郎  
近藤忠五郎  
落合政之助

- 一、石切出場所相州石橋村・米神村・根府川村・江之浦村・真鶴村・吉浜村・門川村×七ヶ村、豆州伊豆山村・多賀村・湯川村・新庄（井）村・川名（奈）村・白田村・稲取村・見高村・見高村・河津村（郷カ）・須崎村・柿崎村・本郷村×十二ヶ村、駿州口野村×壹ヶ村

◇解説

史料3と同じく、高松彦三郎による公私日記の嘉永七年（一八五四）三月七日条には、「相州石」と「豆州石」（以上伊豆石）および木材切り出し担当の御普請役五名（御台場掛）の名前と、伊豆石丁場の所在地として相模・伊豆・駿河三ヶ国計二〇ヶ村が書き上げられている。品川御台場普請において伊豆石丁場の所在地がまとめて記された、現状唯一の史料である。しかし、記述は石丁場が所在している村名に留まっており、同日記を含めて個別の石丁場の記載はない。個別の石丁場としては、令和二年（二〇二〇）の村名主足立家文書と石丁場調査により、口野村の負越丁場のみが特定に至っている。このうち、現在の熱海市域に該当するのは、伊豆山村と多賀村（正確には、上多賀村と下多賀村）である。曾我浦青石丁場

のほか、多賀の中張窪丁場、伊豆山の嶽山丁場や黒崎丁場などは切り出された可能性のある候補地として上げられるだろう。

(東京都立中央図書館所蔵)

同雲見

一、同 断

同 断

代永三百四拾壹文

【史料5】「足柄下郡板橋村石屋等御台場用石引請値段書上帳」

嘉永七年(一八五四) 五月

覚

相州

一、堅 石 壹枚

長四尺 幅壹尺五寸  
厚九寸

代永七百三拾六文九分

同

一、岩岐石 壹枚

長五尺 幅壹尺貳寸  
厚八寸

代永五百七拾九文八分

同

一、玄蕃石 壹枚

長三尺五寸 幅壹尺貳寸  
厚三四寸

代永百拾三文三分

同

一、間知石 拾本

面壹尺貳三寸

代永四百文

控壹尺四五寸

豆州多賀

一、同 断

同 断

代永貳百七拾五文

同雲見

一、同 断

同 断

代永三百四拾壹文

右は壹貳三御台場御内廻御遣方可相成御入用石御差急キ御用之旨、尤是迄之振合ニ見合、并豆州雲見山間知石等直段之儀、巨細取調可書上段被仰渡候ニ付、精々吟味仕書上申候、此上引方御吟味御座候様ニ而は御請難仕候、右御尋ニ付此段申上候、以上、

嘉永七寅年五月

相州足柄下郡板橋村

棟梁 石屋善左衛門(印)

甲州都留郡境村

同 海 蔵(印)

御掛御役人中様

◇解説

相模国足柄下郡板橋村(現、小田原市)の棟梁石屋善左衛門と甲斐国都留郡境村の棟梁天野海蔵による石材切り出しに関する見積である。「壹貳三御台場御内廻御遣方可相成御入用石」つまり、品川第一・第二・第三台場の内部構造構築に必要な石材を急ぎ入用として、相州産の石材(石方六ヶ村)、伊豆の多賀と雲見から見積がされている。多賀では、面壹尺貳三寸(面約三十六〜三十九センチ)・控壹尺四五寸(控約四十二〜四十五センチ)の間知石を十本の切り出しが予定されている。村名不明ながら相州から切り出しが予定されている同寸の間知石の直段が十個で四百文、多賀が同じく二百七十五文、雲見が同じく三百四十一文であるから、相州産の石材の質が一番高いということになる。なお、多賀産の間知石が

安山岩製か凝灰岩製かは不明である。

〔神奈川県史〕資料編九近世(六)第一五三号文書

【史料6】『内海御台場築立御普請御用中日記』

安政元年(一八五四)十二月十三日条

- 一、金千四百八両老分永八文七分
- 老・式・三御遣方割栗石・多賀石御買上代金御入用受取書面深川諸町家持政五郎差出

◇解説

史料3・4と同じく、高松彦三郎による公私日記に収められた記述。品川第一・第二・第三台場の普請に使用する多賀産の石材を、幕府が深川諸町の家持政五郎から買い上げたことを示す。決済場所は御台場掛の本部が設置された江戸高輪の如来寺で、如来寺詰の御台場掛が構築資材費と運搬費用など諸経費の支払いの決裁・決済をしていた。この記述の時期、高松彦三郎は如来寺詰である。安政元年(一八五四)十二月十三日は、嘉永・安政期における品川御台場普請の最終局面にあたるが、この日は政五郎が「御買上代金受取書面」を提出した日であるから、即日決済でなければ、多賀石が普請現場に搬入された時期はもう少し前ということになるか。なお、第一・第二・第三台場は、同年(嘉永七年)七月九日に竣工したと同日記に見えるが、その後微調整が度々行われている。多賀石

が三台場のどの場所の普請に使用されたかはわからないが、一旦竣工したのちの使用とみてよいであろう。

(東京都立中央図書館所蔵)

【史料7】『五番六番御台場之覚』

嘉永七年(一八五四)カ

老式三御遣方諸石御買上

- 深川諸丁
- 伊七屋政五郎
- 霊岸島銀丁二丁メ
- 伊豆屋与兵衛

(中略)

□五郎

(中略)

- 一、金百三拾四両老分永五拾六文式分 百本二付老両三分式朱也
- 是ハ多賀石七千百六拾三本

- 本八丁堀五丁目家持
- 松屋左兵衛

(中略)

- 多賀間地石老万三千五百三拾本
- 一、金式百七拾両式分永百文

老本二付銀老匁式分ツ、

(中略)

廻船瀬取船持

八十五人惣代

多賀間地石老万三千四百八拾五本

治兵衛

一、金貳百五拾貳両三分永九拾三文七分

佐兵衛

嘉右衛門

(下略)

◇解説

「五番六番御台場之覚」は、御台場掛の本部元小屋(如来寺)を發し、付近の寺院を間借りして従事する御台場掛の間で回覧され、高松彦三郎が手控えた史料の一つである。第五・第六両台場のほか、第一・第二・第三台場のために調達された資材と代金などを記しており、高松の「内海御台場築立御普請御用中日記」の内容を補完するものである。

このうち、第一・第二・第三台場使用の石材として、合計三万四千七百七十八本もの「多賀石」が普請現場に搬入されたことが記録されている。請負人と石材の内訳は、史料6に登場した江戸深川諸町の伊勢屋政五郎が「多賀石」七千六百六十三本を、江戸本八丁堀五丁目家持の松屋左兵衛が「多賀間地石(間知石)」一万三千五百三十本、廻船瀬取船持八十五人総代治兵衛らが同じく一万三千四百八十五本である。「多賀石」と「多賀間地石」を書き分けているほか、史料6で伊勢屋政五郎が受け取る予定の「多賀石」(裏込め資材か)の御用金千四百八両に、この七千六百六十三本計百三拾四両が含まれると考えられるから、「多賀石」七千六百六十三本は裏込め用材、「多賀間地石」二万七千十五本)は石垣用材とみてよいであろう。現状では石質が不明ながら、この膨大な数からして、多賀石が品川

御台場普請にとって必要不可欠な存在であったといつてよい。

(東京国立博物館所蔵)

【出典】

・史料1・2

『熱海市史』資料編(熱海市、一九七二年)

・史料3・4・6

富川武史「高松彦三郎筆『内海御台場築立御普請御用中日記』

(2)・(3)・(5)」「(港区立港郷土資料館『研究紀要』第一・

一二・一四号、二〇〇九・二〇一〇・二〇一二年)

※史料4は、一部誤植につき修正

・史料5

『神奈川県史』資料編九近世(六)(神奈川県、一九七四年)

・史料7

富川武史「文献史料調査 嘉永・安政期における江戸湾品川台場

普請と警備」(『港区 品川台場(第五) 遺跡――平成二十六年

品川ふ頭再編整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査――東京都埋蔵

文化財センター、二〇一五年)

※一部誤植につき修正